○広野町長等交際費支出基準

（趣旨）

第１条　この基準は、行政の円滑な執行を図るため、町長等が町を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

（支出先）

第２条　交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

(１)　広野町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの

 (２)　広野町勢の伸展に功績があったもの

 (３)　災害、事故等にあったもの

 (４)　町長が特に必要と認めたもの

（支出基準）

第３条　交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支出区分 | 内容 | 金額等 |
| 祝金 | 祝賀会及び諸大会等各種行事のお祝いに係る経費 | 飲食がある場合 | 実費相当額 |
| その他の場合 | 社会通念上妥当と認められる額 |
| 会費 | 会費制による懇親会、祝賀会等の参加に係る経費 | 会費相当額 |
| 弔費 | 葬儀等における供物に係る経費 | 別表に定める基準 |
| 土産 | 土地の名産品を手土産として贈ることに係る経費 | 社会通念上妥当と認められる額（５千円以内） |
| 見舞 | 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費 | 社会通念上妥当と認められる額（５千円以内） |
| 協賛金 | 各種大会等の開催の協賛に係る経費 | 社会通念上妥当と認められる額 |
| その他 | 上記以外の場合で、交際上、町長が特に支出する必要があると認められるもの | 社会通念上妥当と認められる額（５千円以内） |

（雑則）

第４条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附　則

この基準は、平成３０年１１月１日から実施する。

別表（第３条関係）

弔費の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 支出対象者 | 支出内容・金額 |
| 供物※ | 香典 | 祭祀料 |
| 町議会議員 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 元職 | 本人 | ○ |  |  |
| 双葉郡・いわき市在住の国会議員ならびに双葉郡在住の県議会議員 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 福島県知事（又は同副知事） | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 福島県知事の配偶者 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 双葉郡・いわき市の市町村長（又は同副市町村長） | 現職 | 本人 | ○ | １万円 |  |
| 前職 | 本人 | ○ |  |  |
| 双葉郡・いわき市の市町村長の配偶者 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 町執行機関の委員（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会） | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 消防団員 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 報酬支給者（行政嘱託員、民生・児童委員、交通教育専門員、附属機関の委員） | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 町職員 | 三役 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 元職 | 本人 | ○ |  |  |
| 一般 | 現職 | 本人 | ○ |  |  |
| 町民および住所地特例により他市町村の施設・病院に入所・入院する者 |  | 本人 | ○ |  |  |
| 水害、災害等で死亡した者で町長が特に必要と認めたもの |  | 本人 | ○ |  |  |
| 特別功労者及び功労者 |  | 本人 | ○ | ２万円 | 特別功労者３万円功労者１万円 |
| その他町長が特に必要と認める者 |  | 本人 | ○ |  |  |

* 供物は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、町長が定める額とする。